

飲食事業者等緊急支援事業

日吉津村では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新たな事業形態の導入や雇用の継続などに取り組む飲食事業者等を支援します。

1 支援対象者

1. 飲食、宿泊、観光事業者等で、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大により、事業の維持・継続に影響を受けていること。
 - ②法人経営の場合は、村内に店舗（事業所）を有していること。個人経営の場合は、村内に店舗（事業所）を有しているか、又は事業主が村内に住所を有していること。
 - ③以下のいずれかの業態に該当すること。
 - ・ 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する飲食店、宿泊業者
 - ・ 飲食店営業許可、喫茶店営業許可又は菓子製造許可を有する自動車営業事業者又は露店事業者
 - ・ その他、食品衛生法及び酒税法に基づく営業許可を有する固定店舗を持つ事業者
 - ・ 観光事業者及び飲食、宿泊、観光事業者等に関わる事業者
2. その他、村長が認める者

2 支援内容

内 容	補助対象経費
新たな事業形態の導入や雇用の継続等を図る取り組みを幅広く支援します。 【取組例】 <ul style="list-style-type: none">・ 商品やメニュー、サービス等のPR・ 感染予防対策のための店舗清掃、改装・ テイクアウト、デリバリーなどの業態導入	パッケージ・PR資材作成費、広告費、移動販売に要する経費、商品・ECサイト開発経費、従業員研修費、アルバイトの雇用に要する経費 など左記の取り組みに要する経費 ※令和2年4月1日以降に支出したもの

※県補助金（頑張ろう「食のみやこ鳥取県」緊急支援事業費補助金の交付を受ける事業者については、100,000円を超える部分を補助対象経費とします。

3 補助金の額等

補助対象経費の10/10で、100,000円を上限とします。（交付は1回限り）

4 申請方法

以下の書類を、郵送等により下記まで提出してください。

- ① 飲食事業者等緊急支援事業費補助金交付申請書
- ② 添付書類（詳細については、申請書に記載しています。）
- ③ 口座振込依頼書

5 申請及び問合せ先

〒689-3553

西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

日吉津村建設産業課

TEL 0859-27-5953（直通） FAX 0859-27-0903（代表）

本補助金に関するURL：<http://hiezu.jp>